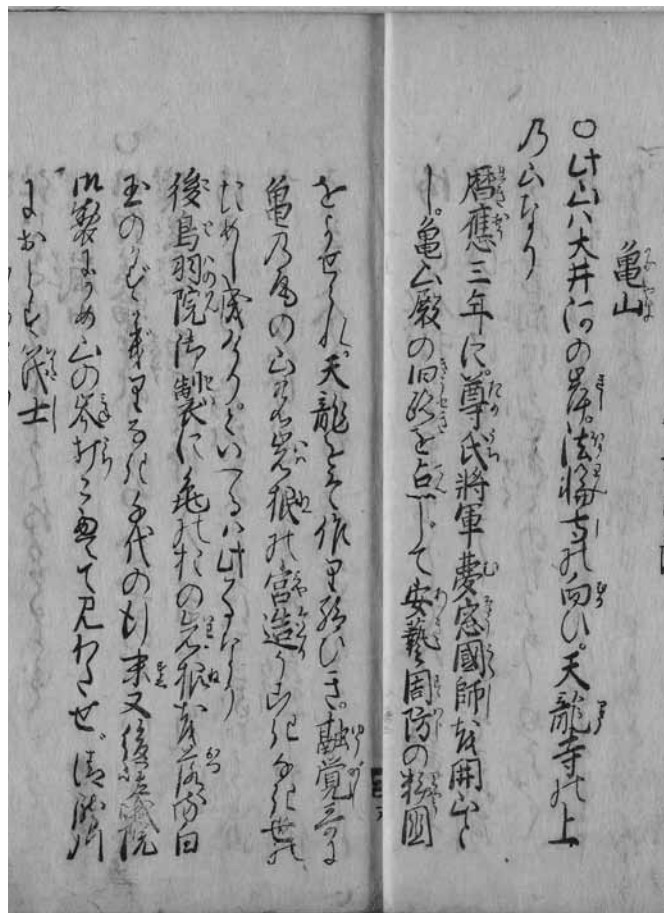


卷十一「龜山」



京都府立総合資料館蔵

卷十一

【原文】

龜山

○此山は大井河の岸。法輪寺の向ひ。天龍寺の上の山なり

曆応三年に。尊氏將軍夢窓國師を開山と

し。龜山殿の旧跡を点じて安藝周防の料国（五ウ）

をよせられ。天龍をそ作り給ひき。融覚寺に

龜の尾の山の岩根の宮造うこきなき世の

ためし成けり。といへるは此事なり

後鳥羽院御製に龜のおの岩根も落る白

玉のかずかぎりなき千代の行末又後嵯峨院

御製にかめ山の岑打こえて見わたせ清瀧川

におとす筏士（六才）

【校訂本文】

龜山

○此山は大井河（注1）の岸、法輪寺（注2）の向ひ、天龍寺の上の山なり。

暦応三年（注3）に尊氏將軍（注4）、夢窓国師（注5）を開山（注6）とし、龜山殿（注7）の旧跡を点して安藝・周防（注8）の料国（注9）を寄せられ、天龍をぞ作り給ひき。融寛（注10）歌に、

龜の尾の山の岩根の宮造り動きなき世のためし成けり
と言へるは此事なり。

後鳥羽院（注11）御製に、

龜のおの岩根を落る白玉の数限りなき千代の行末

又後嵯峨院（注12）御製に、

龜山の峰打越へて見渡せば清瀧川におとす筏士

【注】

(1) 桂川上流の嵐山あたりの呼称で、大堰川とも記す。

(2) 元明天皇の勅願により、和銅六年（七二二）行基が開創。当初は葛井寺と称したが、後に法輪寺と改める。

(3) 一三四〇年。

(4) 足利尊氏（一二三〇五〜五八）。室町幕府の初代將軍。

(5) 夢窓疎石（一二七五〜一三五二）。後醍醐天皇（一二八八〜一三三九）の菩提を弔うために、尊氏に天龍寺の開創を進言した。

(6) 寺院の創始者、初代住職。

(7) 建長年間（一二四九〜五五）に後嵯峨院（一二二〇〜七二）が龜山の山麓に仙洞御所（龜山殿）を造営した。

(8) 安芸は現在の広島県西部、周防は山口県東部の旧国名。

(9) 内裏・寺院などの造営費を賄うための租税が課される国。

(10) 藤原為家（一一九八〜一二七五）の法号。後嵯峨院歌壇の中心的歌人。当該歌は『夫木和歌抄』（延慶三年（一二三〇）頃成立か）

卷二十・雑部二（歌番号・八二九八）に「弘長元年百首／民部卿

為家卿／龜のをの山のはねの宮作りうごきなきよのためしなるべし」として出るが、傍線部に異同がある。「龜の尾」の「尾」に

「峰（を）」が掛かる。

(11) 第八二代天皇（一一八〇〜一二三九）。建久九年（一一九八）に土御門天皇に讓位して上皇となる。『新古今和歌集』撰進・編纂の

中心的歌人。当該歌は『新後撰和歌集』（第一三番目の勅撰集、正

安三年（一一三〇）後宇多院下命、二条為世撰。嘉元元年（一一三

〇三）奏覽）卷二十・賀歌（歌番号・一五六六）に「百首歌よませ給うける中に／後鳥羽院御製」として出る。

(12) 第八八代天皇（一二三〇〜七二）。寛元四年（一二四六）に後深草天皇に讓位後、長く院政を執り行う。当該歌は『新拾遺和歌集』

（第一九番目の勅撰集、貞治二年（一二三六）後光厳天皇下命、

二条為明・頼阿撰。貞治三年奏覧。第十九卷・雑歌中（歌番号・一七五七）に「題しらず／後嵯峨院御製／亀山の嶺たちこえてみわたせば清滝川をおとすいかだし」として出るが、傍線部に異同がある。

【現代語訳】

○この山は大井河の岸に位置し、法輪寺の向かいで、天龍寺の上方の山です。

暦応三年に尊氏將軍は夢窓国師を開山とし、亀山殿の旧跡を整備して安芸国・周防国からの租税を寄進して、天龍寺を建立なされました。融覚の歌に、

亀山の峰の麓に巨岩のように揺るぎない御所が造営されることは永遠と続くご治世の証しなのだなあ
と言っているのはこの事です。

後鳥羽院の御歌には

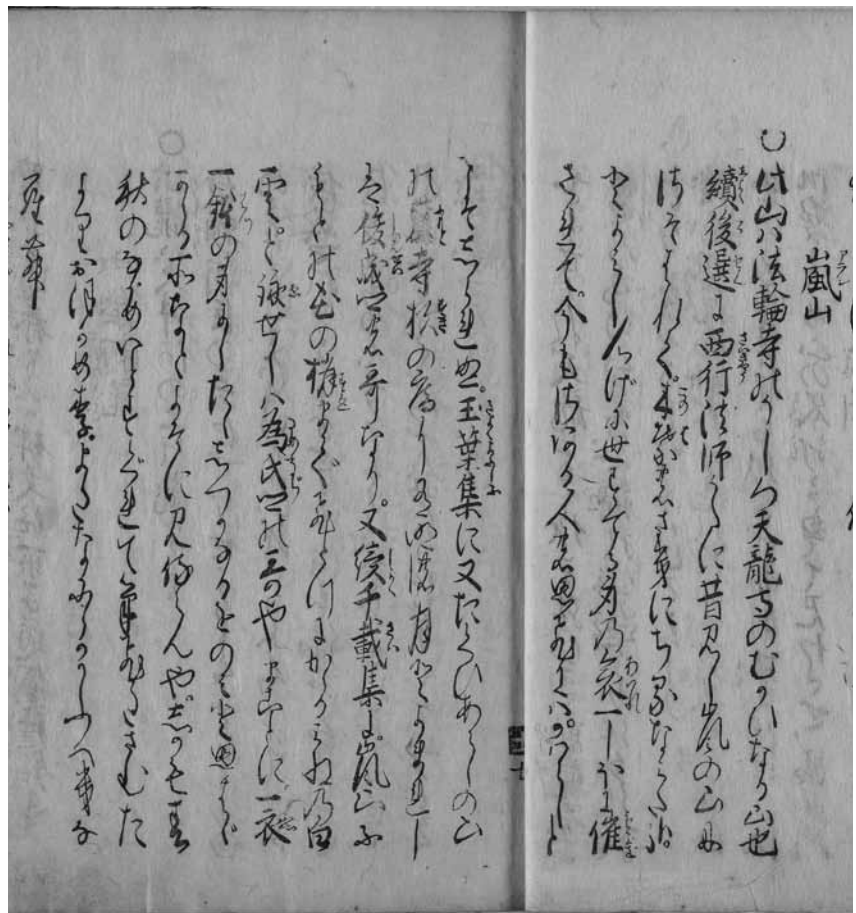
亀山の峰にある巨岩を走り落ちる滝水の泡の白玉のように数限りなく永遠に続くめでたい治世だなあ

また後嵯峨院の御歌には

亀山の峰を越えて周囲を見渡してみると、筏乗りが清滝川の流れをすべり落ちるように巧みに筏を操っているなあ

（藤原英城）

卷十一「嵐山」



京都府立総合資料館蔵

【原文】

嵐山

○此山は法輪寺のうしろ天龍寺のむかひなる山也

續後選に西行法師うたに昔見し嵐の山に

さそはれて。木葉のさきにちるなみた哉。

とよみし心げに世すてる身の哀一しほに催

されて。今もさある人の思ひには。かはらしと(六ウ)

こそしられぬ。玉葉集に又たくひあらしの山

の麓寺杉の庵に有明の月とよまれし

は俊成卿の哥なり。又続千載集に。嵐山ふ

もとの花の梢までひとつにかゝるみねの白

雲。と詠せしは為氏卿の哥也まことに。一衣

一鉢の身にしたゝしつかなるをのみと思はゞ

かゝる所なとよそに見侍らんや。しかも春

秋のながめいとすぐれて筆ひたさむた

よりおほかめり。またなにゝかかふへきな

らむ(七オ)

【校訂本文】

嵐山

○此山は法輪寺（注1）の後、天龍寺（注2）の向ひなる山也。

続後選に西行法師歌に、

昔見し嵐の山に誘われて木葉のさきに散る涙哉（注3）

と詠みし心、実に世捨てる身（注4）の哀れひとしほに催されて、今も

さある人の思ひには変はらじとこそ知られぬ。玉葉集に、

又たぐひあらしの山の麓寺杉の庵に有明の月（注5）

と詠まれしは俊成卿の歌なり。又続千載集に、

嵐山ふもとの花の梢までひとつにかかる峰の白雲（注6）

と詠ぜしは為氏卿の歌也。まことに一衣一鉢の身（注7）にし、ただ静

かなるをのみと思はば、かかる所などよそに見侍らんや。しかも春秋の

眺めいと優れて、筆浸さむたより多かめり。また何にか代ふべきならむ。

【注】

(1) (2) 「亀山」の項を参照。

(3) 当該歌は『続後撰和歌集』（第一〇番目の勅撰集、宝治二年〔一二二四八〕後嵯峨院下命、藤原為家撰。建長三年〔一二五二〕奏覧）

卷十六・雑歌上（歌番号・一〇九二）に「ことかはりてのち、人々にいざなはれて法輪寺にまうでてよみ侍りける／如願法師」として出る。如願法師は藤原秀能（一一八四〜一二四〇）のことで、承久の乱に連座して出家する。ただし、『類字名所和歌集』（元和三年〔二六一七〕刊）卷六・嵐山（歌番号・五八三九）には「同（続後撰）雑上／西行法師」として掲出されている。

(4) 遁世者。

(5) 当該歌は『玉葉和歌集』（第一四番目の勅撰集、応長元年〔一二三二一〕伏見院下命、京極為兼撰。正和元年〔一二三二二〕奏覧）卷五・秋歌下（歌番号・七二八）に「建仁三年八月十五夜歌合に古寺残月といへることを／皇太后宮大夫俊成」として出る。俊成卿は藤原俊成（一一一四〜一二〇四）のことで、承安二年（一一七二）に皇太后宮大夫となる。後白河院・後鳥羽院歌壇の中心的歌人。

(6) 当該歌は『続千載和歌集』（第一五番目の勅撰集、文保二年〔一二三二一八〕後宇多院下命か、二条為世撰。元応二年〔一二三二〇〕奏覧か）卷二・春歌下（歌番号・九四）に「前大納言為氏」として出る。為氏卿は二条為氏（一二三二〜八六）のことで、為世の父。俊成は曾祖父。後嵯峨院・亀山院歌壇の中心的歌人。

(7) 粗末な衣服に一鉢を携えて漂泊する托鉢僧の様子。

【現代語訳】

○この山は法輪寺の背後に位置し、天龍寺の向かいにある山です。

『続後撰集』には西行法師の歌として、

昔見た嵐山に誘われて分け入ってはみたが、その名にある嵐のせいで散る木葉よりも先に散り落ちる涙だなあ

と詠んだ心は本当に世を捨てた身の境涯の哀れさが一層思い起されて、今もそのような世を捨てた人の思いには変わりがないことだろうと思われます。『玉葉集』に、

他に類はあるまいと思われるほどの趣ある嵐山の麓の寺だなあ。杉林の中の庵室に有明の月の光がさすことよ

と詠まれたのは俊成卿の歌です。また『続千載集』に、

嵐山の麓の桜の花の梢までも白く一体となつてかかる白雲だなあ

と詠まれたのは為氏卿の歌です。本当に托鉢の身となり、ただ閑寂な境涯を求めるのなら、このような理想的な場所は他所にはありません。しかも春秋の眺めはとてすばらしく、文事の素材となることも多いようです。どうして何か他に代えることができましょうか、いやできはしません。

(藤原英城)